

鳥取城の管理と鳥取城絵図について

大 嶋 陽 一

はじめに

鳥取県立博物館が所蔵する鳥取藩政資料(以下、藩政資料)には、鳥取城の絵図が多数含まれている。同館が所蔵する鳥取城絵図については、すでに『鳥取城絵図集』(鳥取県立博物館、1998年)が刊行されており、坂本敬司氏の解題によって絵図の内容とその概要について知ることが可能である。しかし、絵図の解説は必要最低限のものであり、かつ、鳥取城に関する研究が進んだ現在からすると検討の余地が多く残されていると思われる。そこで本稿では、藩政資料の鳥取城絵図のうち、幕府へ提出した修復願図を除く絵図のいくつかの内容について検討を行うことにしたい。

検討にあたっては、鳥取県立博物館の古文書解読ボランティアにより全文が解読された「控帳」(「家老日記」とも)を用いた。「控帳」は、鳥取県の文化財デジタルアーカイブ「とっとりデジタルコレクション」(<https://digital-collection.pref.tottori.lg.jp>)上で全文公開され、事項検索も可能である。本稿において「控帳」を引用する際には資料番号は割愛し、年月日条だけを記載した。

なお、本稿では諸絵図を解説するなかで、これまであまり紹介されたことがない鳥取城に関する諸事実を紹介している。以下、キーワードを挙げ、利用の便をはかりたい。

キーワード：城代手、作事方、破損奉行、城内藩士屋敷、柳地蔵、向(御)局、慈法院(池田治道実母)、城代屋敷、火除地(明地)、糸蔵、大坪市郎(次郎四郎)、飯沼伊左衛門。

1. 鳥取城の管理について

まず、検討を進めるにあたって、城内の管理に関わる部局である、城代手と作事方(作事場)について紹介しておきたい。

(1) 城代手

城代手は、城代(定員1名／物頭役／鉄砲10挺預)をトップとする部局で、職務は、①御城番の者の改め、②宝蔵の警備、③城門および城下諸門の警備、④御城山(久松山)廻りの山奉行の差配、⑤城内の掃除(文化3年(1806)以降。月3度大掃除を行う)などがあった(『鳥取藩史』第2巻、「御城代」(鳥取藩政資料6902))。配下には、以下のものがいた(典拠は同前)。

天守奉行(定員1名／平士(組付、但し譜代番頭組)／役料6俵)：鳥取城天守の維持管理。天守に役長屋があり、そこに居住し勤めた。

下刈奉行・目付(平士(組付))：城山の巡回警備ならびに杣を差図して樹木等の管理。管理施設として城下・栗谷の薪蔵があった。

座敷奉行(定員1、2名／御目見徒／役料6俵・銀2枚)：式台から御居間まで三ノ丸の表向御殿内の破損確認、城内の巡視を行う。昼夜勤務で城内に役長屋がある。文化3年(1806)から城内の掃除奉行を兼帶した。

山奉行(定員約20名／苗字付／薪・松葉の収入あり／山奉行という役職は在方役所配下にも存在)：城内と久松山山系の樹木管理と警備を行う。番小屋として、城内4ヶ所と久松山山系5ヶ所(湯所・山屋敷口・水道谷・栗谷・椿谷)があった。

門番(無苗)：城門と城下の諸門の警備を行う。

時打(無苗)：城内の太鼓御門に設置された時間太鼓を昼夜十二時に打つ。

城代には城内に「城代屋敷」と呼ばれる御用屋敷があり、幕末段階では現在の県立博物館駐車場・学芸

棟あたりに存在した。ただし、もともと同所には藩の用度を担当する裏判所があり、城代屋敷がここに移るのは、裏判所が城外へ移る延享元年(1744)8月以降である(「控帳」延享元年8月7日条)。それ以前の城代屋敷は、久松山よりの「柳地蔵」と呼ばれる場所にあった。

(2)作事方

作事方は、城内の營繕を担当する普請奉行をトップとする部局である。役所は、城下の材木町にあり、「作事小屋」と呼ばれた。また、城内三ノ丸の表門の裏手にも、作事蔵、大工小屋があった(ただし、時期によって施設の数が異なる)。作事方の組織については、前稿で触れたので割愛することにするが¹、作事方のうち、城内の管理にあたるのは破損奉行である。ただし、破損奉行は複数人おり、その職掌は多用であるが、鳥取城に関わるのは御城廻の破損奉行である。その職務は次のとおりであった。

【史料1】「控帳」寛文5年(1665)3月6日条

一御立以後、御城中之戸、たて具をしめ、或、畳を
上、御台所しめく、り、掃除以下申付ため、又ハ
御城中、或、屋ね之破損、屏お、ひ、水道ニ至
迄、五日ニ一度つ、うちまハり、破損有之ハ為可
申付、破損奉行式人つ、申付候様ニと御意ニ付、
田中六郎左衛門・赤座太郎右衛門へ申渡事

史料1によると、城内の屋根や塀、水道の破損確認のため、5日に1度作事方による見廻りが行われ、破損が見つかった場合、破損奉行が対応する事になっていた。なお、これは藩主の江戸参勤中の事例であり、在城中はもっと頻繁であったと考えられる。

御殿の修理等は、見廻りだけでなく城詰役人からの要望による場合があった。

【史料2】「控帳」寛政2年8月22日条

(文政9年(1826)11月にも再令)

一御普請奉行より左之通申聞候付、宜取斗候様、御
用人江申渡之。

御居間廻り御繕、并御側方御用向ニ而、御作事手

被仰付候儀、只今迄ハ御近習目付より御普請奉行江申談、取斗仕、差掛候御用向ハ、御城内御作事江御側方より直ニ申談、取斗仕候儀も御座候得共、此度御僕約被仰出、御作事御入用格別御減少被仰出候付、軽キ御用向ニ而も、申談ニ而ハ取斗難仕ニ付、此以後は何御用ニ不依、書付を以前廉ニ御用人江申達、御聽届之上、被仰付候旨、左之御役人江被仰付候様ニ申上候事。

御近習目付

御部屋

御近習目付

右ニ准し、左之面々江も可被仰出哉。

御女中奉行

向局付

史料2によると、藩主の御居間の修繕や側方御用の依頼は、藩主側近の近習目付が普請奉行に直接「申談」していた。また、「差懸り」の用向きの依頼は、城内の作事手役人に側方が直接「申談」していた。しかし、作事方の予算が減少したため、今後、軽い用向きでも側方からの「申談」でなく、側方の頭である御用人へ「書付」で許可を得た上で行うこととされた。

以上、城代手と作事方について概要を見てきたが、城代手は城内の守衛とともに御殿内の諸座敷の管理を行い、作事方は屋根や塀、水道の管理などを行っていた。ただ、実際の城内諸座敷の修繕実務は作事方が行っていた。

2. 鳥取城絵図の検討

(1)鳥取御城内手配之図(藩政資料867)図1

本図は、『鳥取城絵図集』(以下『絵図集』とする、20頁)の解題によると、成立は天保頃とされ、城内の郭・石垣・堀・櫓等の施設の規模が詳細に記入される。

本図は「鳥取御城内手配之図」という資料名が付けられているが、作成当初からの名称ではない。絵図に貼られた題簽には「鳥取御城内御手配之図と相見ル」とあり(図2)、後世の人間が「城内の手配の図のようだ」と考えて付けた名称だということがわかる。



図1 鳥取御城内手配之図

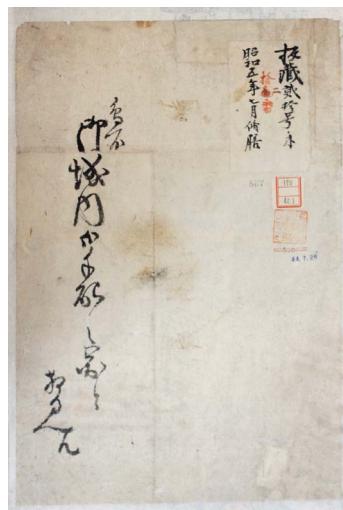


図2 題箋部分

①特色

本図の特徴を列挙すると次のようになる。

- I. 檻や御門のほか、小屋や番所などの建造物が絵および平面図で描かれる一方、御殿部分は一切描かれていない点。
- II. 石垣や塀覆、櫓などの寸法が詳細に記されてい

る点。

III. 藩政資料絵図のなかで、久松山山系の平地(鐘か平、太鼓か平)や山名(小鳥山)、戦国期以前の出丸(松の丸)が記されるのは本図と「鳥取城御城全図」(寛文～貞享頃、登録番号868)のみである点。

IV. 中坂登口や水道谷入口に「～構之御山奉行申聞候」と、城代の配下の山奉行から聞き取った情報が記されている点。

V. 城内の井戸の位置がわかる点。城内には全部で井戸が14か所あり、うち山上の丸に3つ、山下の丸に11か所あった。城内の井戸の位置がわかるのは本図と「鳥府久松山御城積間図」(天保15年、登録番号882)のみである。

本図は、ところどころ貼り紙による追記や修正が見られ、絵図の作成後、幾度か訂正されたことがわかる。

②作成目的・部署・時期

次に、絵図の作成目的と作成部署を考えてみた



図3 凡例部分



図4 城内の蓑嶋七郎左衛門屋敷

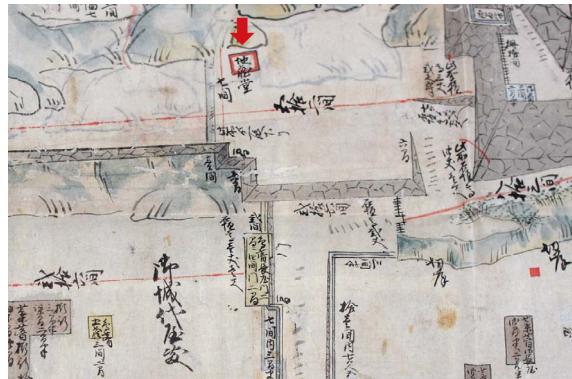


図5 柳地蔵部分(「地蔵堂」とある箇所)

い。それらを検討する上で見逃せないのが凡例(絵図下部中央)である(図1および図3)。そこには絵図で使用される5色について解説されている。すなわち、藍色=櫓と瓦塀、空色=瓦葺、山吹色=柿葺と鳥(取)葺、茶色=藁葺を示し、朱色(四角印)は井戸を示している。

ここから、絵図の主たる利用目的が、屋根の種類を把握するためであったことがわかる。城郭の維持



図6 柳地蔵(出典『鳥府志図録』)

管理を担当する部局でそうした情報を集約する必要があったのは、前章で紹介したとおり作事方であり、本図は作事方作成のものと考えられる。

作成時期について、『絵図集』は天保年間とするが、絵図中の3つの記載内容から時期がある程度絞り込める。まず一つ目が、城代屋敷の北側(絵図中央左側)に「此所蓑嶋七郎左衛門屋敷」とある点である(図4)。この蓑嶋七郎左衛門とは、式台中小姓などを勤めた鳥取藩士(40俵4人扶持)のことと、同所に押領屋敷を有していた²。蓑嶋家の家譜である「蓑島文夫家譜」(藩政資料10132)によると、同家歴代で「七郎左衛門」を名乗ったのは1人だけである。その七郎左衛門は明和頃に家督を相続し、文化11年(1814)に没している。ここから、絵図は少なくとも明和～文化11年(1764～1814)の間のものと考えられる。

二点目が、城代屋敷より一段山側に登ったところにある「柳地蔵」の存在である(図5)。『鳥府志』によると、「柳地蔵」は柳の木のそばにあった地蔵堂で(図6)、奥女中らの信仰が篤かったとされる³。この柳地蔵の成立時期について、「控帳」に次のような記録が載っている。

【史料3】「控帳」嘉永4年(1851)8月18日条
一山伏快長院儀、御城内青木大明神并柳地蔵尊守護
被仰付置、且享和二酉年御城御堀浚之節、地蔵尊
并五輪数々出現有之、夫々被成御預、堂舍致建立

致安置居申候処、年数相立、昨戌年之洪水ニ増々及大破候処、当亥年出現以来五十年廻ニ付、再建致し度之処、兼而貧院ニ付、自力ニ難相叶ニ付、当月廿一日より十月十一日迄日数五十日之間、御城下町内夜念佛執行被仰付候ハヽ、他力を以再建致し度段、奉願趣、類例も有之に付、願之通承届候段、寺社奉行江申渡之、其段御目付江申聞置之。

史料3は、嘉永4年(1851)8月、柳地蔵の祭祀を担っていた山伏快長院が、洪水で大破した柳地蔵の堂舎再建の資金調達のため、城下で夜念佛を執行したいことを願ったものである。ここで柳地蔵成立の経緯が判明するが、それによると柳地蔵の起こりは、享和2年(1802)の鳥取城の堀浚いで出てきた地蔵尊を城内で祭祀したことだという。また、堀浚いで五輪も出てきたため、地蔵堂そばに祀った。嘉永4年は地蔵の「出現以来五十年廻」にあたるとされている。

この柳地蔵の成立に関しては、『因府年表』にも「五倫一つ、石地蔵一つ」が鳥取城堀浚いの際に掘り出され、「地蔵は後に快長院に安置すと云」とされている(『因府年表』享和2年5月11日条)。なお、柳地蔵があったと思われる付近には、現在でも堂の土台石と思われるものや五輪塔(部分)が残存している(図7-1、2)。

このように柳地蔵が記される本図は、少なくとも享和2年以降の状況を示しているということになる。しかし、図をよく見ると、柳地蔵が描かれた箇所は当初の部分に張り紙によって追記された場所だとわかる。すなわち、本図の最初の作成時期は地蔵堂創建前、つまり享和2年以前だということがわかる。

三つ目として、太鼓御門そばの「向御局」が注目される(図8)。「向御局」とは、『鳥府志』によると、慈法院(はじめ慈鏡院、5代藩主池田重寛側室、6代藩主治道実母)の住居を指すという⁴。向局の建物が存在したのは、慈法院が同所に入った天明3年(1783)頃から、享和元年(1802)11月の死去にともない建造物の取り扱いが決定された享和2年(1802)4月までである。

③まとめ

以上から、本図は作事方管理のもので、少なく



図7-1 柳地蔵旧跡地(矢印)



図7-2 柳地蔵の痕跡か

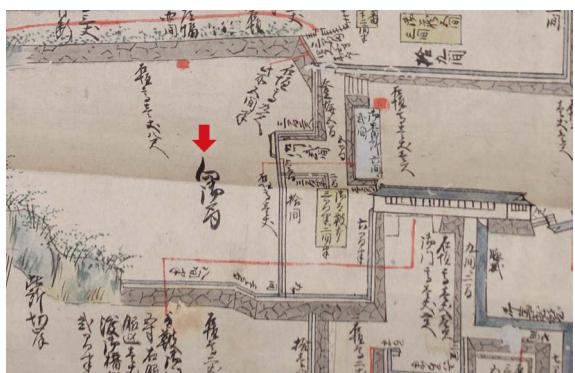


図8 向局(太鼓御門の左手)

とも向局が存在した天明3年(1783)から享和2年(1802)までの状況を示していると考えられる。作事方が、実用のため作成し、追補を重ねた本図は、記載された寸法や屋根の仕様は信憑性が高いと考えられる。

(2)鳥取御城之図(藩政資料875)図9

本図は、『絵図集』(22頁)によると、石垣等の形から享保から宝暦年間頃のものと推定されている。なお、図の右下に「鳥取城図 江戸中期」という付箋が貼られているが、これは近代以降に付けられたものと思われる。

①本図の特徴

- I. 天守や本丸(現、二ノ丸)、二ノ丸(現、三ノ丸)などに関する記述が多い一方、城の裏口にあたる北の御門(左から一つ目の門)側には記載がほとんどない点。
- II. 檜と門、石垣、堀はそれぞれの寸法が記載されているが、御殿の建屋部分に関する寸法情報が一切ない点。
- III. 城山に描かれた木々の描写が、藩絵師によって制作された修復願図系統の絵図によく似ている点。

②作成目的・部署・時期

本図の作成時期は、『絵図集』では享保から宝暦の間とされる。その年次を絞るために注目されるのが

絵図の「御本丸」に描かれた「三階櫓」の存在である。三階櫓は享保5年(1720)の石黒大火で焼失したあと、享保20年(1735)ないしは元文元年(1736)に再建されているため⁵、すくなくとも本図の成立は享保20年以降となる。

また、絵図の「御城代屋敷」の位置を見ると、延享元年(1744)以前の場所、つまりのちの柳地蔵の地所に描かれるため、作成時期の下限は延享元年までとなる。以上から、本図の作成時期は享保20~延享元年(1735~44)までの10年間に限定される。

作成目的・部署は、前項で検討した「鳥取御城城内手配之図」と比べると、内容が実用的でなく、作事方のものではないと考えられる。絵師が描いた修復願図とよく似るという特徴を持つが、修復願図であれば幕府へ修復を申請する普請箇所が明示されるはずであるが、本図にはその記載はない。また、享保20年から延享元年までの間に石垣や堀などについて修復を出願した形跡はない。このため、本図の作成理由や部署については不明としか言いようがない。

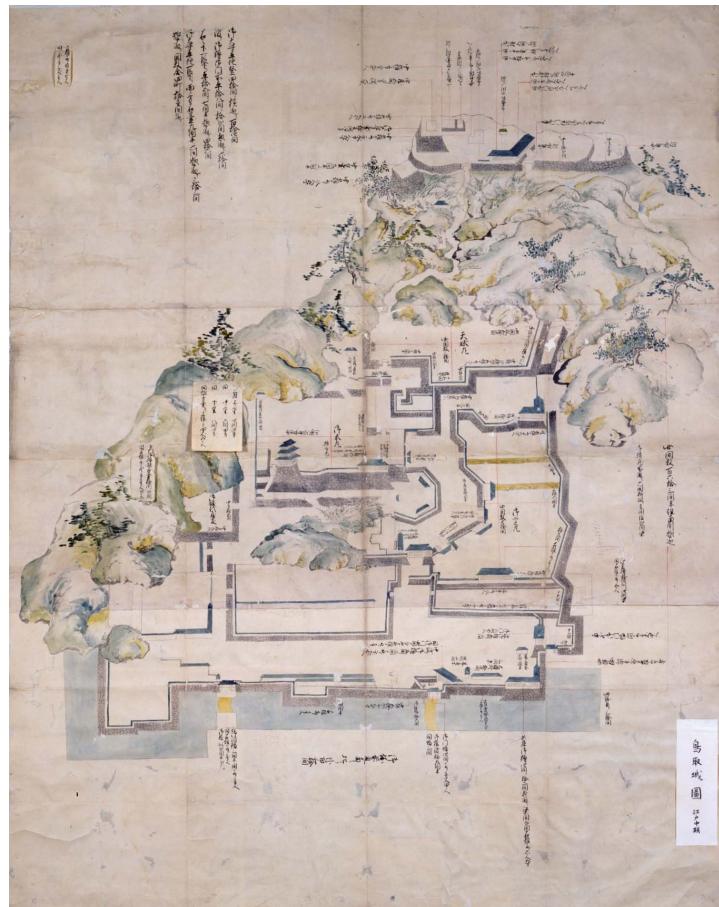


図9 鳥取御城之図

③まとめ

本図は、享保20～延享元年(1735～44)までの様子を描いたものである。絵図の木々の描写から藩絵師による制作で藩用図と思われるが、制作理由などは不詳である。

なお、本図との直接的な関わりは不明であるが、本図の作成を考える上で興味深い史料として、「御国目付衆寛延二巳年被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也」(藩政資料647)がある。これは、寛延2年(1749)に来鳥した幕府目付の榎原八兵衛と新見又四郎に対する鳥取城関連の問答集である。国目付による鳥取城の見分は、同年6月25日に行われているが(『因府年表』)、この史料には鳥取城の寸法や櫓数、城内の弓槍鉄砲の数が詳しく記録され、絵図の記載と一致するところも多い。もしかすると、本図は対国目付用のものかもしれないが、この点については今後の検討課題である。

(3)鳥府久松山御城積間図(藩政資料882)図10

本図は、『絵図集』(24、25頁)によると、天保15年

(1844)に大坪市郎が作成したことが知られ、山下の丸部分のみの描写であるが、年記をもつ絵図として貴重だとされている。ただし、大坪が何者で、どのような目的で作成されたかについては『絵図集』で触れていない。

①本図の特徴

- I. 『絵図集』解題にあるとおり、鳥取城内の諸施設の規模や寸法がわかる点。
- II. 絵図左下に「天保拾五/辰ノ利夏下旬/山陰稻葉/大坪市郎/宗武謹図之」とあり、城全体の規模がわかるものの中で唯一制作年代がわかる点。
- III. 城郭の外側に火除地(明地御屋敷)が描かれている点

②作成目的・部署・時期

作成時期は天保15年のはずであるが、以下に述べるとおり、絵図の内容はそれ以前の状況を示している。ポイントとなる事項は、絵図の右側、城郭の外側に描かれた火除地(明地御屋敷)の存在である(図11)。

この火除地は、もともと池田家分家の鉄砲洲家の

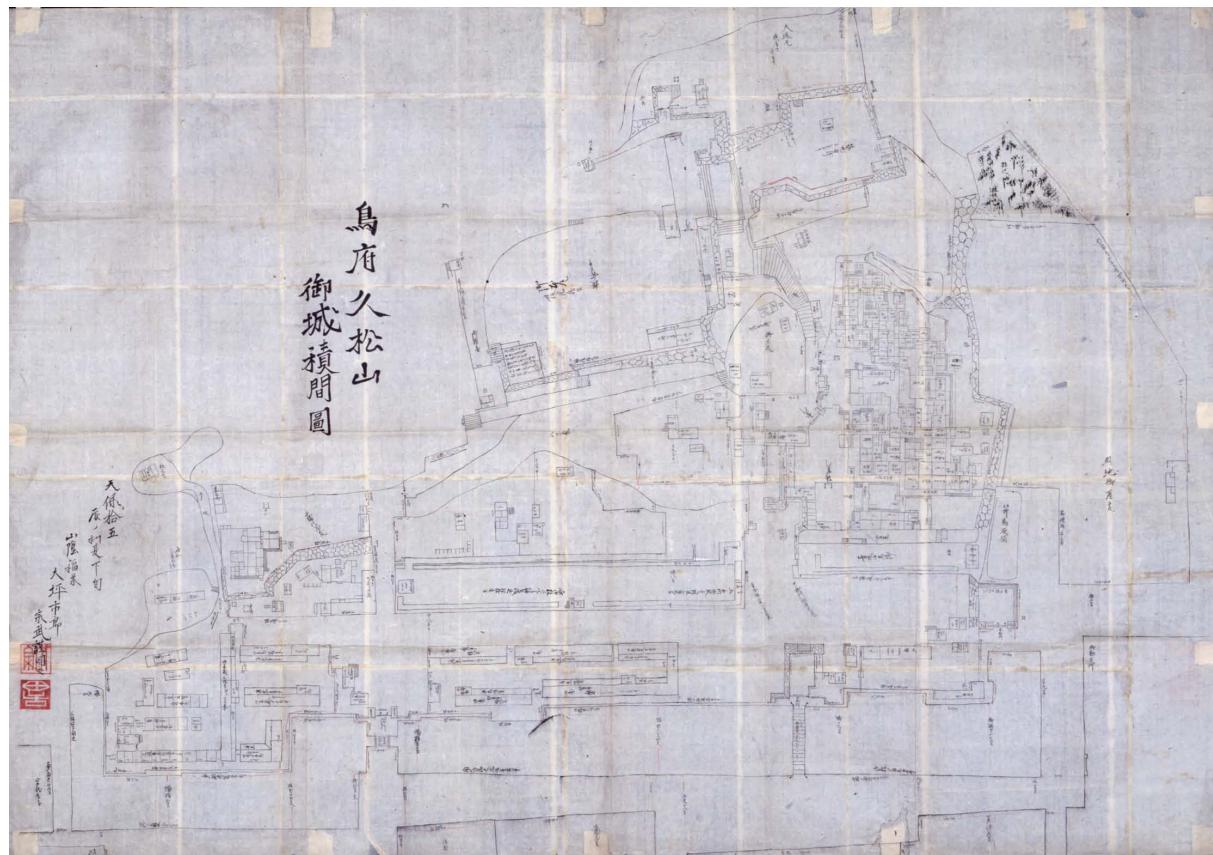


図10 鳥府久松山御城積間図



図11 火除地(明地御屋敷)部分

屋敷地であったが、文化9年(1812)7月の佐橋火事の後、藩の上地となり、のち火除地とされた⁶。火除地には、救荒のため糀米を備蓄する糀蔵が作られた。すなわち、天保7年(1836)5月に「明地御屋敷内江梁間四間桁行拾間之糀蔵」1棟の新建が決定され(「控帳」天保7年5月7日条)、9月ごろには完成し、その糀蔵に「糀五千七百四石四斗」が詰め込まれた(「控帳」同年9月13日条)。同9年6月には、さらに4棟の新建が決定され(天保9年6月7日条)、合計5棟の糀蔵が設置されることになった。さらに翌10年3月頃には、「明地糀蔵御新建」の入用銀について協議されており、さらに糀蔵は増やされたことがわかる(天保10年3月13日条)。ここで再び絵図を見ると、火除地内に糀蔵が1棟も建てられていないことから、少なくとも糀蔵が初めて建造されたとされる天保7年以前の状況を示している。

以上から、絵図は鉄砲洲家の屋敷が火除地となる文化9年から同所に糀蔵が建つ天保7年まで間の状況を示すと考えられる。

しかし、同図には、文化9～天保7年以前の状況を示す記載も見られる。例えば、城代屋敷のとなり、藩主の馬が飼育されていた上厩にある「津田御小屋」

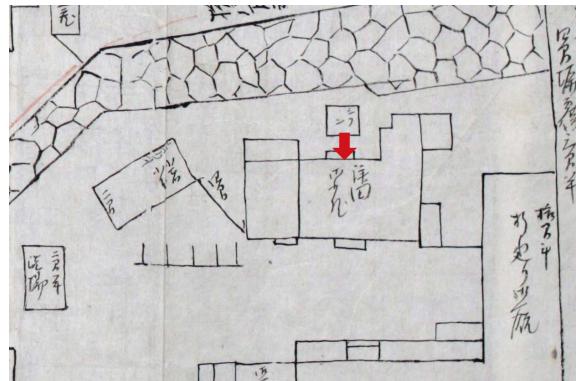


図12 津田御小屋(上厩内)

という記載である(図12)。この「津田」とは、代々別当役(馬の管理役)を務めた津田家のことであるが、同家は文化3年(1806)7月に当時の当主平一郎が病気により別当役を退役して以降、子孫は同役を務めることはなかった(「津田鉄松家譜」藩政資料9457)。つまり、本図は文化3年7月以前の情報も入っているのである。このように、天保15年という年記と記載内容が示す年次は誤差が生じているのである。

それでは、なぜこのようなことが起こったのか。この点について明らかにするため、本図の作者である大坪市郎について見ていく。

大坪市郎という人物は、鳥取藩士でのち次郎四郎と名を変える(「大坪氏系譜」個人蔵、「大坪次郎四郎家譜」藩政資料9092)。文政3年(1820)生まれであり、絵図の制作年である天保15年当時、数え25歳であった。天保11年頃には父・元市の名代として式台中小姓、嘉永元年(1848)には備前清泰院水向の使者となっている。しかし、天保15年段階では、まだ部屋住みで藩の役職にはついておらず、本絵図が藩命によって作成されたものとは考えにくい。また、鳥取県立博物館が所蔵する藩公用の絵図には、通常、作成者の署名はない。記名・押印のある本図は、公用の図とは考えにくく、大坪の私撰図の可能性が高い。藩政資料には、鳥取藩伝来のもの以外に、明治～昭和の鳥取藩史編さんのために収集された資料が含まれており、本図はそうした後年の収集品の可能性が高い。また、『絵図集』ではわかりにくいが、実物を見ると、絵図の大坪市郎の印章は手書きであり(図13)⁷、本図は大坪市郎制作絵図の写しの可能性がある。

それでは、なぜ大坪がこのような詳細な鳥取城絵図を作成することができたのであろうか。大坪市郎の来歴から類推すると、兵学修行の一環として作成された可能性が考えられる。大坪は、後年、剣術・武藏円明流の師範となり、兵学は上杉要門流の飯沼伊左衛門に皆伝を受けている。本図との関わりでいうと、要門流の師匠である飯沼の存在が注目される。

飯沼伊左衛門は400石取りの藩士で、嘉永3年



図13 手書き印章部分

(1850)に側役、翌4年に在方長役を勤めているが、軍学に関する著作を数多く残している⁸。その中で注目されるのが、弘化2年(1845)作成の『当藩發陰』である。同書は、飯沼が数え60の時の作で、鳥取城を中心とした城郭守衛の必要性を説く書であるが、そこには城内の櫓や門の寸尺、米蔵や武具庫、材木蔵等の内容量など、通常知り得ないような情報がかなり詳細に記されている(図14)。同書は、藩の軍学師範は機密である城郭の詳細情報を知り得る立場にあったことを教えてくれる。そのように考えると、おそらく城絵図も手中にあったと考えられ、のちに飯沼から兵学の皆伝を受ける程の大坪であるから、飯沼所有の城絵図をもとに私撰図を制作することは可能と推測されるのである。また、年記と絵図の記載内容に年次的な齟齬が見られるのも、本図が城郭管理といった実務用でなく、軍学修行のためであったことが起因していると考えられる。

③まとめ

本図は天保15年という年記がある詳細な鳥取城絵図として利用してきた。しかし、これまでの検討

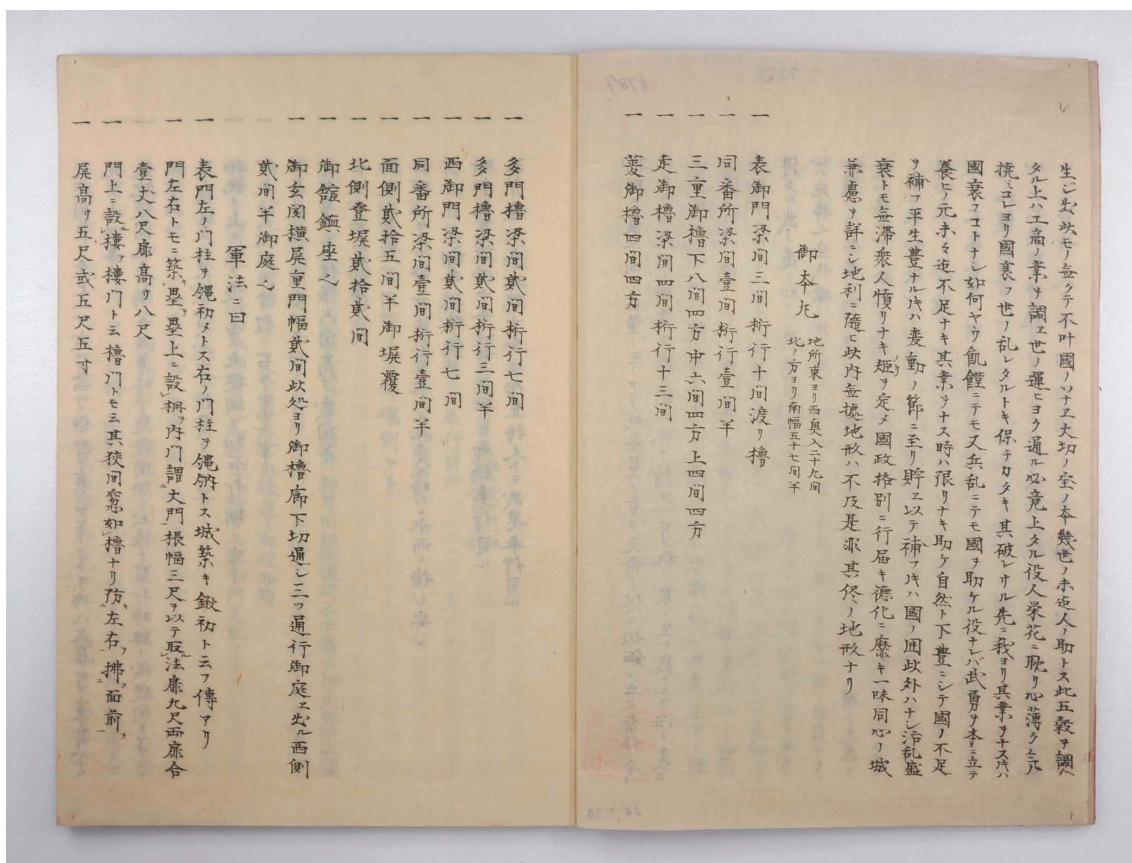


図14 飯沼伊左衛門『当藩發陰』

により、絵図の内容は文化9年(以前)～天保7年の様子を示すもので、天保15年という年記と必ずしも一致しないことがわかった。さらに、こちらの方が問題であるが、おそらく軍学修行のために私的に制作されたものであり、藩用図でない。このことは、絵図の正確性、信憑性において難点があることを示しており、利用にあたっては記載内容を慎重に検討する必要がある。

おわりに

本稿では、これまで詳細に検討されたことがなかった鳥取藩政資料に含まれる絵図3点について見てきた。改めて各絵図について以下のとおりまとめておきたい。

①鳥取御城城内手配之図(藩政資料867)

作事方管理のもので内容は信憑性が高い。少なくとも向局が成立した天明3年～享和2年(1783～1802)までの状況を示している。

②鳥取御城之図(藩政資料875)

藩絵師による制作で藩用図と思われるが、制作理由などは不詳。享保20年～延享元年(1735～44)までの状況を示す。寛延2年(1749)に来島した幕府国目付との関わりも窺える。

③鳥府久松山御城積間図(藩政資料882)

天保15年(1844)という年記があるが、実際には文化9年(以前)～天保7年(1812～36)の様子を示すものである。軍学修行のために私的に制作されたものと考えられ藩用図でない。そのため、絵図の利用にあたっては記載内容を慎重に検討する必要がある。

註

- 1 挙稿「享保初年の鳥取城中ノ丸の改築について」(『鳥取城調査研究年報』14号、鳥取市教育委員会、2021年)。
- 2 なお、箕嶋家の城内屋敷は、天保元年8月2日の大雨によって、松の丸の山崩れにより本宅の西側6間半が破損したため(『控帳』)、翌2年に藩に引き渡している。近世初頭には城内に多数の藩士の屋敷が存在していたことはよく知られているが、城の拡張や役所の新設、火災による立ち退き等により、徐々に城外へ移された。しかし、本事例によって天保年間に至っても城内にまだ藩士の拝領屋敷が残されていたことが判明する。
- 3 『鳥府志』(『鳥取県史』6、近世資料(鳥取県、1974年)457頁)。
- 4 慈法院は、江戸詰の女中で美称といい、5代藩主重寛に仕えた。「控帳」によると、明和3年(1766)3月10日、江戸藩邸で重寛の子治道(のち6代藩主)を生む。明和5年春には江戸から鳥取城へと引き移った。父は村上良齋といい、ともに江戸から鳥取城へ引っ越しした。明和6年3月22日に鳥取城で澄時(東館当主)を生む。安永7年1月に「るよ」と改名。重寛の死後剃髪し、慈鏡院(天明3年11月から)、慈法院(同4年1月から死去まで)と改名した。享和元年11月12日に死去するまで鳥取城内の向局に居住した。向局は享和2年4月に取り壊しが決まり、その柱は鳥取城下・日香寺の建替えの部材として下げる渡された。
- 5 挙稿「享保期鳥取城二ノ丸三階櫓の再建とその意義」(『鳥取城調査研究年報』11号、鳥取市教育委員会、2018年)。
- 6 佐々木孝文「第3節 記録資料にみる調査地の変遷」(『鳥取城柵蔵跡(第20次調査)』財団法人鳥取市文化財団、2011年)。
- 7 大坪市郎は弘化3年の年記を持つ「久松山二之丸御新造之図」(藩政資料883)も制作している(『絵図集』28、29頁所収)。こちらの図の印章は実印であり、年記の筆跡は「鳥府久松山御城積間図」と同じである。
- 8 飯沼の軍学関係の著作の多くは鳥取藩政資料に含まれる。年代順に列挙すると、弘化2年9月「当藩発陰」(藩政資料7171)、弘化3年3月「往制興廢」(藩政資料7172、「齡六十一歳長格謹而記」とあり)、弘化4年11月「軍林麥悟 天・地・人」(藩政資料12586～88)、嘉永3年8月「海岸細註」(藩政資料7168、7169)、安政3年9月「御軍式細註」(藩政資料7170)、安政3年「往制興廢再編」(藩政資料7173、「長格七十二歳記之」とあり)、不詳「庸晦明証 乾・坤」(藩政資料12579、12580)。なお、これらは当初から藩政資料に含まれていた訳でない。例えば「往制興廢再編」には、表紙裏に「明治十六年參謀本部へ御差出ノ内」という朱書きの付箋が付けられており、明治16年(1883)に陸軍參謀本部へ提出されたのち、後年、藩政資料に追加されたものであることがわかる。